

建築基準法第44条第1項第二号にかかる建築審査会包括同意基準について

平成16年10月20日

静岡市建築審査会承認

第1 趣旨

次の基準に適合するものは、建築基準法（以下「法」という。）第44条第1項第二号の規定に基づき、特定行政庁が公益上必要で通行上支障がないもので、周囲の環境を害するおそれがないと認める建築物に対して、あらかじめ包括的に静岡市建築審査会の同意を得たものとして、許可の手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

第2 基準

(1) 適用の範囲

地方公共団体、路線バス事業者（道路輸送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車輸送事業を営むものをいう。）又は、道路管理者が設置する路線バスの停留所の上屋の用途に供する建築物であつて、公共性が高く、不特定多数の一般の利用に供するもので、当該建築場所に立地することが必要とされるものであること。

(2) バス停留所の位置・規模・構造

イ. 設置する場所は、当該上屋以外の建築物の敷地からの出入りを妨げない位置であること。

ロ. 規模は、原則として、幅2.5m以下、長さ9m以下の平屋建てであること。

ハ. 主要構造部は不燃材料とすること。

ニ. 通常の一一般の通行の用に供されている車路以外の部分であること。

ホ. 道路管理者から、道路法第32条の規定に基づく「道路占用許可」がなされたものであること。

第3 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準による法第44条第1項第二号の許可をしたときは速やかに建築審査会に、許可に係る建築計画を報告しなければならない。

尚、建築審査会の同意の日付は許可の日とする。

附則 施行期日

この基準は、建築審査会の承認を受けた日から施行する。